

# 逗子の未来協議会 レポート No.2（平成28年9月）

「逗子の未来協議会」とは（仮称）逗子市自治基本条例の検討を行うワークショップの事です。

## ワークショップの愛称を「逗子の未来協議会」に決定！

本ワークショップの愛称を参加者に考えていたところ、60近くものアイデアが集まりました。そこで、第2回目の参加者に1人1票で投票いただきました。

その結果、「**逗子の未来協議会**」が最も多い7票を獲得しましたので、これを本ワークショップの愛称に決定いたします！

早速、本レポートも「逗子の未来協議会レポート」としました。

どうぞお見知りおきのほど、お願いいたします。

アイデアには、「未来」というキーワード使っているものが多く見られました。これは自治基本条例がこれからの逗子の新しいルールになることを皆さんが期待していることの表れではないでしょうか。

## 第2回ワークショップは、「合意形成とルール」がテーマ



第2回ワークショップではテーマを「合意形成とルール」として意見交換を行いました。

何かを決めるとき、自分以外の人に何らかの影響を及ぼす場合には、必ず他者の合意が必要になります。

皆さんもご経験があるのでは？

家族旅行の行き先を決めるとき、自治会やPTAでイベントを行うとき、仕事で企画などを決めるとき。これは、市が新しい計画や条例をつくるときも同じです。

もしこれが何の説明も、合意もない中で勝手に決められているとしたら…。また、すんなり合意できればいいのですが、意見が分かれたときは、一体どのようにしたらいいのでしょうか。

そこで、合意形成の難しさを体感した上で、改めて合意形成について考えていただくために、「砂漠で遭難したらどうする」という内容で、12のグッズの優先順位を決めてもらうというゲームを行いま



した。このゲームは、企業研修などにも用いられるものですので、ご存じの方もいらしたかと思います。

ゲームを通して、合意形成に大事なものについてグループで話し合っていた結果、

**「まず人の話を聞く」**

**「自分の意見もきちんと言う」**

**「納得するための説明や理屈が必要」**

などのキーワードが出されていました。

※記録していただいたワークシート、発言録は資料としてまとめ、市ホームページ等で公表します。

「条例とどのような関係があるの？」と、いったご意見がありましたが、まさに、何かを決めるときルールとして、どのような手続きが条例に規定されればよいのか、どれだけのことをすれば合意が得られたと見なすのか等々、皆さんが出していただいたご意見は、条例の中身にも、またこれからこのワークショップでの検討においても、生きてくるものと考えています。

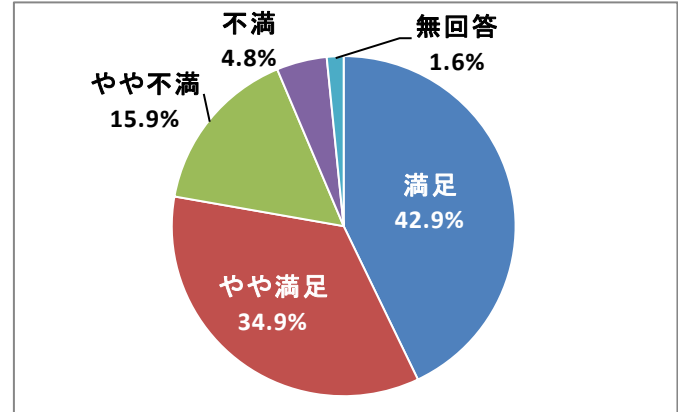
# ワークショップのアンケートから…

\*ワークショップ参加者のアンケート等をもとにまとめました。

## ■第2回ワークショップの満足度

第2回ワークショップの満足度を4段階でお聞きしたところ、「満足」が42.9%で最も多く、次に「やや満足」が34.9%でした。この二つを合わせた77.8%の方が、今回のワークショップを“よかった”と評価していました。

残念ながら、「やや不満」「不満」と感じた方が20%以上いらっしゃいましたので、その方々の不満ポイントについて、見てみましょう。



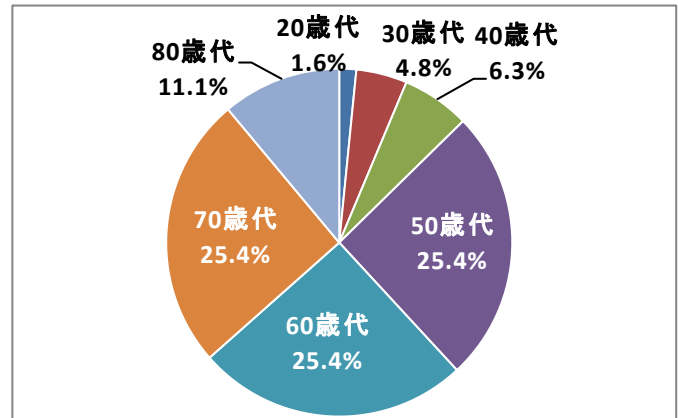
## ■ワークショップのここが不満！



参加者の年齢が偏っている。  
若い方、働いている方の意見も必要なのは？

第2回ワークショップには20歳代から80歳代までの63の方がご参加いただきました。年齢別の参加数は、右のグラフのとおり、60歳以上の方が60パーセント以上を占めています。

今回のワークショップにあたっては、無作為抽出で18歳以上の2,000人の方にご案内するとともに、公募もいたしました。また、土曜日に開催していることから、働いている方にも参加していただきやすいようにしていますが、残念ながら若い方々の参加が少ない結果となっています。



どうやったら若い世代の意見を聞けるのか、どこの自治体でも悩んでいます。いいアイデアがありましたら、ご提言ください！



自治基本条例とワークショップの内容の関係性がわからない！

全体の検討スケジュールについては、第1回ワークショップや第1回レポートでお知らせしましたが、今年度の前半（10月まで）は参加者のベクトルを合わせるための“助走期間”と考えて、そのようなテーマ設定をしています。遠回りのようですが、大切な期間です。後半（11月から）は具体的な仕組みや考え方などを想定した意見交換を予定しています。

検討期間が長いというご意見もありますが、ほとんどの市民の皆さんが、市が条例を検討していることを知らない状態です。拙速とならないよう、しっかり多くの方に周知をしながら進めていきます。

### ワンポイント・ミニ知識

### 「条例」とは

「条例」とは、憲法第94条、地方自治法第14条などに基づき地方公共団体が法令の範囲内で議会の議決により制定する法形式の名称です。

地方公共団体が義務を課し、または権利を制限するには、法令に特別の定めがある場合を除くほか、条例によらなければならないとされています。

### お出かけ円卓フォーラムのお知らせ

#### 「もっと知りたい」にお答えします！

企画課職員が、自治基本条例に関心をお持ちの皆さんのところへ伺って説明を行います。概ね10人以上のグループでお申し込みください。